

医推第3559号  
令和6年3月22日

(公社)岡山県医師会長 }  
(一社)岡山県病院協会会長 } 殿

岡山県保健医療部長

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の  
一部改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十六号)の一部が改正され、本日付で公布されました。

つきましては、改正内容は次のとおりですので、貴会所属の会員への周知方お願いいたします。

なお、本通知につきましては、県のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 改正の概要

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(以下「規則」という。)の一部改正に伴い、病院の人員の基準を規則と同一に改める。

2 改正内容

別添新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和6年4月1日

4 岡山県ホームページ

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>